庁舎建設検討結果報告書

一宮町庁舎建設検討委員会

平成21年10月

目次

1.	新庁舎建設の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	現庁舎の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3.	新庁舎建設の基本的考え方・・・・・・・	7
4.	新庁舎の位置・・・・・・・・ 1	1
5.	新庁舎の規模・・・・・・・・ 1	2
6.	建設費用と財源・・・・・・・・・1	3
7.	実現方策······ 1	4
参考	資料	
(1)	別表 A・別表 B	

(2) 新庁舎位置図、平面図

1. 新庁舎建設の背景

現在の本庁舎は、昭和42年5月に建設されました。その後、町の発展や人口の増加に伴い、事務室が不足したため、昭和63年に建設課・都市整備課の事務室として西庁舎(プレハブ建築)を建設しました。また、平成12年には一宮町保健センターの建設に伴い、福祉健康課を移転しました。しかし、更なる行政需要の拡大や、事務のOA化に伴い、事務室や書庫等の狭隘化が進んでいます。

老朽化による課題も生じており、耐震診断の結果では耐震性の不足など地震に対する危険性が指摘されています。本庁舎の耐震改修には仮庁舎の建設等を含め多額の工事費用が必要となります。また、すじかいや柱が増加して事務室の狭隘化が一層進むこととなることから、耐震改修費用を投じても将来的に施設の付加価値が見込めない状況にあります。現在の本庁舎は地震対策が施されていないことから、震災で即応すべき時に、本庁舎の直接的な被害により行政機能そのものが損壊し、災害対策が機能不全に陥るケースが想定されます。その他、本庁舎はエレベーターやトイレなど高齢者や身障者への対応も十分ではなく、利便性に欠け、人にやさしい建物となっておりません。

以上の状況から本庁舎の速やかな整備が必要となっており、老朽化した庁舎を建て直し、防災拠点としての機能確保や町民の利便性の向上について調査検討するため、平成20年9月に委員6名と事務局により一宮町役場庁舎建設検討委員会が設置されました。本委員会では各委員が様々な角度から意見を出し合い、その中で出てきた課題について論点の整理を図りながら、22回に亘って協議を重ねて参りました。このたび、新庁舎の規模、費用など総合的に検討した結果がまとまりましたので報告いたします。

役場庁舎基本情報

1. 建設年月日 昭和42(1967)年5月26日

2. 構造 鉄筋コンクリート造地上2階建て

3. 述べ床面積 1,086 m²

4. 総工費 47,651,000 円 (内庁舎建築費 41,035,000 円)

※勤労世帯平均月収 82,650 円 コーヒー77 円 ハイライト70 円

一宮町人口 10,060 人 世帯数 2,287 世帯

5. 設計者 ㈱岡建築設計事務所

6. 施工者 ㈱加藤工務店

7. 庁舎建設基金残高 1億9133万4千円(18年度決算額)

1億9213万3千円(19年度決算額)前年度比79万9千円増

役場庁舎耐震等検査経過

1. 耐震診断結果(平成8年度)

壁モルタル塗り部分に、浮き及び亀裂が多く見られる。

柱の一部に鉄筋の爆裂が見られる。

腰壁部分に、コンクリートの石灰分が溶け出しているのが見られる。

東西方向1回の耐震性に問題があると診断できる。

耐震補強と共に、大規模改修の時期にさしかかっている建物である。

直接基礎のため、地質調査により液状化の検討も必要。

2. コア抜き試験結果(平成9年度)

(1) 中性化試験結果について

本建物の、内外部の壁は、室内外側共、モルタル塗りとなっている。したがって、 モルタルで保護されているので、中性化はあまり進んでいない傾向にあり、問題ないと思われる。

しかし、柱については、打放しコンクリートとなっており、鉄筋が爆裂している 所が随所に見られることから、中性化がある程度進行していることが考えられる。

(2) 圧縮強度試験結果について

建物圧縮強度評価値は、想定した設計基準強度を上回っている。

(3) 塩分試験結果について

塩分含有量試験により、基準値を下回っているので、問題ない。

3. 地質調査結果(平成9年度)

九十九里低地に位置し、浅い深度から比較的しまりの緩い沖積層が分布しており、地下水位も浅い深度で確認されていることから地震時における液状化が懸念される。

4. 耐震診断・調査等の結果による被害想定

計算上では、震度6で中破、震度7で大破が想定されるが、建物その他の状況から震度6相当で東西方向に倒壊することが予想される。

庁舎耐震化検討経過

- 1. 平成 10 年度当初予算に庁舎耐震補強工事設計管理委託料 568 万 1 千円及び庁舎耐震補 強工事費 6 千 300 万円を計上したが、その後の町長との協議により、9 月議会において 減額補正された。
- 2. 平成 16 年度、17 年度予算に庁舎耐震補強工事設計管理委託料及び庁舎耐震補強工事費を要望したが予算には、計上されず。

新庁舎建設検討経過

1. 第3次実施計画(平成10年~12年)

「新庁舎を含む複合施設の建設については、広く町民の声を聴きながら検討を重ねていくと共に、林業試験場跡地については、当面の間、過去に植栽された数多くの木々や自然を活かした中での活用方法の検討を行います。」

2. 第5次実施計画(平成16年~18年)

事前調査表に4階建、延べ床面積3200 ㎡、事業費総額18億円(うち本体工事4億円)の庁舎建設工事を搭載し、提出。財源が確保できないため、実施計画には、文言のみの記載となった。

「庁舎は、昭和 42 年に建設しすでに 36 年が経過し、雨漏りも著しく耐震診断結果では、耐震性に疑問があると指摘され、I T化が進む中、防災拠点としても大きな不安があります。そのため庁舎機能だけにとらわれない複合施設とした庁舎建設の検討を進めます。」

3. 第6次実施計画(平成19年~21年)

「庁舎は、昭和 42 年に建設しすでに 39 年が経過し、雨漏りも著しく耐震診断結果では、耐震性に疑問があると指摘され、防災拠点としても大きな不安があることから、庁舎機能だけにとらわれない複合施設とした庁舎建設の検討を進めます。」

4. 平成20年度当初予算

予算編成時に、リースによる新庁舎建設を検討。資料のみ企画財政課に提出。総額 4 億 9770 万円。

建築物の耐震改修の促進に関する法律について

公布 平成7年10月27日法律第123号 最終改正 平成18年6月2日法律第50号

国土交通大臣による基本方針(第4条)

- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化
- 耐震改修等の目標を設定
- 特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の 速やかな実施及び結果を公表するとともに耐震化の目標を設定

市町村計画(第5条7項)

市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

昭和62年(1987)12月17日発生「千葉県東方沖地震」以降の主な地震

日付	時刻	観測地	震源地	震度	備考
1987/12/17	11:08	銚子	千葉県東方沖	5	東京ガス地震計(千葉・成
					田) で震度7を記録
1988/03/18	05:34	銚子	東京都 23 区	4	
1989/03/06	22:39	銚子	千葉県東方沖	5	
1989/12/09	02:23	銚子	茨城県沖	4	
1990/06/01	10:22	銚子	千葉県東方沖	4	
1990/08/05	12:36	銚子	茨城県沖	4	
1991/08/06	23:49	銚子	千葉県東方沖	4	
1996/09/11	11:37	銚子	千葉県東方沖	4	
2000/06/03	17:54	一宮	千葉県東方沖	4	
2007/08/16	04:15	一宮	千葉県東方沖	4	
2007/08/18	04:14	一宮	千葉県南部	5	
2007/08/18	13:36	一宮	千葉県北東部	4	
2007/08/18	16:55	一宮	千葉県南部	4	

2. 現庁舎の問題点

(1) 老朽化した庁舎

現庁舎は、1階、2階とも事務室内に中柱がなく、床や天井、窓枠に歪みが生じています。また、内壁・外壁にはクラックがあり、床はタイルが剥がれている箇所が多数見られます。

雨漏りが発生し、過去に屋上の防水補修工事を数回行ったが、完全には改善されず、 現在も台風等の大雨時には雨漏りが生じています。さらに、雨漏りは天井のみではなく、 壁のクラックからも染み出してきています。

空調、電気配線、冷暖房設備、水道管も年数が経過し、各設備の機能を維持するため に補修等で対応している状況です。

(2)業務スペースと配置が不十分な庁舎

現庁舎は、行政サービスの需要拡大に伴い、パソコン機器等が増えたことにより、事 務室のスペースが狭くなってきています。

また、住民が主に利用する窓口が1階と2階に分散していて、不便で使いづらく、執 務をする上でも非効率的です。

他にも、駐車場、書庫のスペースが十分でなく、確保できない状態です。

(3) 時代に対応していない庁舎

現庁舎は、高齢者・障害者の来庁に十分な対応ができていない状況です。エレベーターや身障者用トイレがなく、カウンターの位置も高い。また、手すりの設置も不十分で、敷居に段差があるなど配慮がありません。

また、業務の高度情報化に伴い、パソコン機器は欠かせないものであるが、現在の老 朽化した庁舎が、ネットワーク配線の敷設を難しくしています。

(4) 防災拠点としての庁舎

役場庁舎は、地震、台風などの災害時に、復旧・復興活動の拠点となる施設であるが、 現庁舎は耐震性に問題があり、大地震で倒壊する恐れがあります。

また、自家発電設備などの自立した防災機能を持っておらず、電気・通信・水道などのライフラインの途絶に対応できていません。

以上のことから、特に大地震等の災害時に防災拠点となる庁舎の建設は、先送りできない問題となっています。

3. 新庁舎建設の基本的な考え方

・新庁舎の意義と求められる機能について

【1】新庁舎の意義

新庁舎の建設は、町全体のあり方をはじめ、町民と行政の協働や町民・議会・行政の関係のあり方など、町の将来などにも大きな影響をもたらす本町の根幹的な事業と考えます。

したがって、施設建設の側面のみならず、行政経営全体を視野にいれた幅広い検討を加え、それらの結果として新庁舎の計画内容が定まることが重要となります。

これらを踏まえ、本町における新庁舎建設の意義については、次の5点に要約致します。

①人に優しい庁舎

庁舎は、子どもからお年寄りまで、数多くの町民が集う場所です。

そこには、人と人とのつながりや思いやり、支え合いの考え方がより一層重要となります。

新庁舎は、町民サービスの向上を重視した機能の充実を目指すとともに、町内在住の外国籍の方や観光で訪れる方にも分かりやすいシステムを取り入れた「誰もが安心して便利に使えるユニバーサルデザインの実現」を基本とした『人に優しい庁舎』を目指します。

②行政サービス機能の向上

新庁舎を建設することにより、複数の庁舎に分散していた各行政部門が一ヶ所に集約されることになり、町民に対する行政サービスや業務効率の向上、経費の削減が向上することが期待されます。

③町民の安全を守る防災拠点

近年、全国各地で相次いでいる異常降雨による水害や大規模地震の教訓から、地域防災 の重要性が再認識されています。

災害の際には、町庁舎が災害対策本部となり、災害復旧に向けての指揮命令機能の中心となることから、耐震性・安全性に優れ、防災対応設備などの整った新庁舎の建設を速やかに行い、町民の安全を守る体制を築くことが必要です。

④新たなまちづくりと町民の一体感の醸成

新庁舎の建設は、町における新たな拠点地域の形成へと発展していくことが期待されます。

さらに、多彩な町民活動や町民交流の場として、町庁舎への愛着・誇りを共有することで、 町の住民としての一体感の醸成に大きく寄与することになると考えられます。

⑤地球環境に配慮した庁舎

地球温暖化の進行は、町民生活や地域経済などに大きな影響を与えます。

新庁舎建設に当たっては、温室効果ガスの排出量の抑制と資源の有効利用をめざして、環境負荷の低いエネルギーや資源循環システムの導入を行い、水と緑に配慮した "緑と海と太陽のまち いちのみや"を表現できる持続可能な資源循環型社会構築の先駆けとなる、『地球環境に配慮した庁舎』をめざします。

【2】新庁舎に求められる機能

これまでの庁舎は、住民が各種届出や必要な手続きに訪れたりする場であり、議会とと もに行政施策を決定し、様々な行政サービスを推進する場でした。

また、災害時における町民の安全と財産を守るための防災拠点としての役割も重要になっています。

昨今、建設されている自治体庁舎には、これに加えて町民が気軽に立ち寄り、利用できる場を設けているケースが多くなっています。

例えば、多くの庁舎で設置されているロビー、多目的ホールや会議室、交流センターなどのように、町民が憩い、交流できる場、自由に歓談や展示のできる場、講演会や研修会を開催できる場などが設けられています。

従来からの基本的機能だけではなく、多彩な町民活動や町民交流に対して施設空間を提供したり、隣接して様々な施設を配置したりするなど、町民に親しまれる総合的な交流拠点としての役割も求められるようになってきました。

以上のことから、窓口機能を担う部署や他の公共施設などとの機能分担を十分に考慮して、新庁舎が担うべき機能を選別し、適正な規模の新庁舎を整備していくことが重要だと考えます。

(1) 町民に便利で分かりやすい庁舎機能

①ユニバーサルデザイン

町民や職員、庁舎を利用するすべての人々にとって便利で使いやすいことを前提に、エレベータ・廊下・階段など動線、町民スペース、執務室、トイレなど、庁舎全体においてユニバーサルデザインの推進に努めます。

②窓口・相談

町民の利便性を高めるため、各種申請・届出、証明書発行など、町民利用の多いものについては、できるだけ集約して配置し、便利に手続きができる仕組みを検討します。

可能な手続きはその場で処理できるワンストップサービスをめざした窓口とし、町民サービスの向上や事務の効率化を図ります。

町民が相談する窓口はプライバシーに配慮したブース型の配置とし、必要に応じ、町民が気軽に相談できる個室型のスペースを設けます。

③案内・サイン

町民が円滑に適切な行政サービスを受けられるように、案内機能として、分かりやすい 場所への総合案内窓口の設置を行います。

サイン機能として、ピクトサインなどを用いた分かりやすい表示に努めるとともに、視覚や聴覚などに障がいのある方のための案内、また、英語や中国語などの併記により外国籍の方に対する配慮を行います。

また、行政サービスや議会情報などを表示する情報掲示板を設置します。

(2) 防災拠点機能

災害時に機動的に対処し、被害状況を正確に把握するとともに、関係機関との連絡調整をしながら的確な対策を実施するための活動拠点として、新庁舎には災害対策本部となる必要な設備を備えた本部機能、災害時でも停止しない情報システム機能などを整備します。また、大規模な地震などの災害時にも災害対策本部として機能を維持できるように、建物自体の耐震性能や安全性、水害への対策に加えて、自家発電システムや貯水槽の設置などバックアップ機能の強化を図ります。

(3) 町民協働の拠点機能

①協働空間

町民と行政が協働してまちづくりを進めていくために、町民やボランティア、NPO、事業者、企業などと行政とが、連携・協力しあう交流や情報交換の場を確保します。

②情報提供·発信

行政関連の情報を入手し、又は町民協働のまちづくりに活用できる情報発信の場として の機能を強化します。

(4)地球環境に配慮した庁舎機能

①ヒートアイランド対策機能

屋上庭園などで構内や庁舎建物の緑化を行うとともに、保水性・透水性のある舗装材を 使用するなど、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

②省エネルギー機能(※1)

雨水を貯留するなど中水を有効活用することで、水資源の保全に寄与できるように努めます。

また、省エネルギータイプの設備機器の導入に加えて、通風、採光の十分な確保を行うことで、エネルギー使用量の抑制を図るとともに、太陽光・風力・水力・波力などの自然エネルギーの活用を検討します。

③廃棄物減量機能

庁舎建設にあたっては、再生材の利用を図るとともに、新たな産業廃棄物ができるだけ 出ないよう再生可能な建材を積極的に使用し、ごみ減量が図られる資源循環型社会に寄与 できるように努めます。

④駐輪場

地球環境に優しく健康推進を図る交通手段として、自転車利用者のための駐輪施設を設置します。

(5) 町民が愛着を持てる機能

庁舎は、一宮町にふさわしい歴史や文化を感じさせ、町民から親しまれ愛着を持たれる ものにします。

屋上庭園を整備し、町民が集い交流し、憩える場として開放します。

また、一宮町らしさを表現するために、地域の素材を活用することを検討します。

(※1) 省エネルギーについて【参考データ】

雨水利用:(トイレ)

68人 (職員数) +20人分 (延べ来客) =88人 (1日あたりの利用者)

88 人×25 リットル×240 日=<u>528,000 リットル(年間使用予測水量)</u>

新庁舎屋上面積 580 m² 一宮町直近 3 ヶ年平均: 1594mm

580 ㎡×1594mm=<u>924,520 リットル(年間貯水予測</u>水量)

太陽発電等:

一般住宅の 1 日あたりの消費電力は、平均 3~4KW。太陽発電 1KWで約 80 万円の費用。 1KWあたり必要面積 10 $\rm m$ 。国庫補助は、事業費の 1/2

パネルには、屋根材一体型、架台設置型、壁設置型、窓型等がある。

風力は、100wローター直径 915mmで約 25 万円

水力は、プロペラ形式 100wで約 30 万円

4. 新庁舎の位置

新庁舎の位置について、①実現性と経済性・②利便性・③防災拠点としての安全性の三つの視点から捉え、比較検討を行いました。

①実現性と経済性

現在の町の経済的状況を考え、新庁舎建設用地の取得費を抑制できる場所。 庁舎移転がスムースに行える場所。

②利便性

新庁舎への歩行者、自転車、自動車等のアクセスに十分配慮した場所。 十分な駐車場スペースが確保できる場所。 他の公共施設と連携を取りやすい場所。

③防災拠点としての安全性

津波、土砂崩れ、浸水など自然災害の影響を受けにくい場所。 町民や防災関係機関がアクセスしやすい場所。

以上のことを考慮し、町有地である資材置場(駅付近)を新庁舎建設の位置と考えた場合、駅から近く交通事情は良いのだが、進入路も狭く、敷地も狭いため駐車場スペースも十分に確保出来ず、保健センターにある防災設備等を移設するための費用も莫大にかかる。また、元農林試験場の町有地を新庁舎の位置と考えた場合については、丘の上に庁舎を建設することになるので造成するための莫大な費用がかかることと、高齢者が徒歩で来庁するには大変不便になることが予想できます。その他の官有地、民有地(旧スーパーサカモト)等についても調査検討した結果、上記全ての条件が可能となる場所は、現庁舎敷地以外にありませんでした。上記に掲げた要件を満たし、且、近隣住民への影響を考慮すると、現庁舎と保健センターの間に現庁舎に並行して建設することが、最適と判断いたしました。

5. 新庁舎の規模 ※別表A参照。

(1)想定職員数 · · · · · 68名

一宮町の人口は、平成21年4月1日現在で12,381人であり、『国立社会保障・人口問題研究所』によると平成27年には11,862人、平成37年には11,348人になると予測しております。

これらの数値予測から、総人口は一時安定し、その後減少に転じるものと思われます。

新庁舎は、数十年以上使用することになりますが、今後の社会状況の変化や政策などによって 組織や職員数の変動の可能性があることから、絶対値的な基準年度及び職員数を特定することは 難しいものと考えられます。

しかし、現庁舎の老朽化や耐震性への危惧、災害時に対応できる中枢機能の確保の視点など利用者の安全面、防災拠点機能を考慮すると、新庁舎建設については早急に対応する必要があることから、早期の完成を目指し、平成21年7月1日現在の職員数を基準に現庁舎と西庁舎に配置されている職員68名を庁舎規模算定に用いる基礎数値とします。

庁舎規模算定に用いる人口及び職員数(平成21年度)

- ① 人 口 約12,000人
- ② 職員数 68名

(2)議員数

議員定数は現在16名であるが、議場については保健センターを利用するなどの工夫により、限られた財源のなかで必要最小限の庁舎面積を算定するため、庁舎面積の基礎数値には用いないこととします。

(3)新庁舎の規模・・・・1,700㎡

庁舎の規模を算定する手法として、次のような方法が考えられます。

- ① 総務省『地方債事業費算定基準』による方法
- ② 国土交通省『新営一般庁舎面積算定基準』による方法
- ③ 類似団体を参考に算定する方法
- ①は、市町村人口規模ごとに面積査定基準が示されており、地方自治体による庁舎規模算定の標準的な方法であることから、新庁舎規模の概算算定には最も適切であり、これを基本として基本構想を計画するのが妥当であると考えられます。
- ②は、国の官庁施設に関する基準であることから、ある程度の客観性を有したものであるといえますが、住民サービスなどの住民対応機能や議会機能を抱える地方自治体の庁舎規模の算定に使用するためには、これらの部分を個別に積み上げて規模を算出する必要があります。
- ③は、一宮町と類似している行政規模の面積を参考にすることから、ある程度参考になるものと 考えられますが、各団体が持つ様々な要因(地理、気候、敷地、資金、建設時期など)による 影響の可能性もあることから、内容を十分に検討する必要があると考えられます。

以上の考え方から、新しい庁舎の規模については、①の総務省『地方債事業費算定基準』を基本として算定し、規模は公用車駐車場を除き1,700 ㎡程度を上限とします。ただし、議場等については、保健センターを利用するものとし、庁舎面積には加算しません。

6. 建設費用と財源 ※別表B参照。

(1)庁舎建設費用と財源

費用試算に用いる庁舎規模については、「5. 新庁舎の規模」で示したとおり 1,700 ㎡とし、建設費用については、近隣の類似団体の実績である 350 千円/㎡を採用し、更に既存庁舎の解体費、設計委託料等を見込むと、総額 8 億 3,100 万円となります。

次に財源は下表及び別表Aに示すとおり、庁舎建設基金4億円、地方債3億1,540万円、 一般財源1億1,560万円と想定します。※地方債償還金は含みません。

なお、地方債については、総務省「庁舎建設事業費の標準的な事業費について」で示す標準面積に鉄筋コンクリート4階建以下1㎡当たりの標準単価を乗じて算出しました。

(庁舎建設費用と財源)

(単位:千円)

庁舎建設事業	費	財源	
費目	費用	費目	調達額
設計費	30,000	庁舎建設基金	400,000
本体•附带建設費	714,000	地方債	315,400
監理費	20,000	一般財源	115,600
現庁舎取壊し	33,000		
備品施設	34,000		
小 計	831,000	小 計	831,000
地方債償還	347,100	一般財源	347,100
計	1,178,100	計	1,178,100

[※]地方債は、一般単独事業(70%充当)、10年償還(内2年据置き)、利率 1.3%で試算。

なお、防災対策事業(90%充当)については、対象事業の要件(全建替えは対象外。)を満たさないため、対象外となります。

(2)庁舎建設のタイムスケジュール

庁舎建設については、これまで述べてきたとおり速やかな整備が必要となっておりますが、庁舎建設基金(※4億円を想定。)をはじめとする多大な財源の確保が必要であり、その財源確保には、最低限2年から3年の期間が必要であると思われます。従って、次のとおりタイムスケジュールを想定します。

- ●平成21年度、平成22年度・・・・・庁舎建設基金をはじめとする財源確保
- ●平成23年度・・・・・・・・・・・ 設計業務
- ●平成24年度・・・・・・・・・ 新庁舎建設
- ●平成25年度・・・・・・・・・・・ 現庁舎取壊し

(3)費用シミュレーション

別表B(年度別事業費の内訳)を参照。

7. 実現方策

現庁舎は、老朽化も進み、耐震改修も不可能な状態である。このことから、住民生活に関わる多くの機能、重要な情報が存在する施設として、また、防災・災害復興拠点施設としての著しい機能低下によって来庁者に不便をかけ、十分な住民サービスが供給できていません。

防災拠点としての安全・安心の確保とともに総合的な住民サービスセンターとして、 すべての住民が利用しやすい庁舎とすることを基本とし、高い防災性、ユニバーサルデ ザイン、周辺の環境との調和、住民参加・交流、機能性、省エネルギー、環境設計等を 考慮した建物であることが必要です。

また、経済情勢の低迷する今日、一宮町においても行財政改革に取り組んでいる状況の中で新庁舎建設に取り組んでいくためには、予算を執行する上での職員の意識改革がこれまで以上に必要である。新庁舎の建設は、竣工後の維持管理、運営に至るトータルな過程において、適正で効果的なコストの削減や工夫に取り組み、次世代に負担を残さないよう、経済性・合理性に優れた庁舎建設をめざすことが重要です。

新庁舎は、住民を中心に多くの人が利用するものであり、町ホームページや広報誌等により、計画を広く周知する。なお、工事期間中においては、来庁者の駐車場を確保するとともに、騒音や交通渋滞等多大な迷惑をかけることになるので、工事に伴う地域住民への影響に十分配慮し、工事着手前には説明会等実施することも必要である。

この報告書に基づき、新庁舎が防災拠点としての機能を十分に備え、安全・安心の確保とともに総合的な住民サービスセンターとしてすべての住民が利用しやすい庁舎建設を提案します。